

改正後	改正前
<u>ら当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額（特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額を含む。以下同じ。）を控除した金額（以下本項及び197-5((転換社債の評価))において「源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額」という。）との合計額によって評価する。</u> (2) 日本証券業協会において基準気配銘柄として選定された利付公社債（証券取引所に上場されている利付公社債を除く。） その公社債について日本証券業協会から公表された課税時期の基準気配（課税時期に基準気配がない場合には、課税時期前の基準気配のうち、課税時期に最も近い日の基準気配とする。次項において同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。 (3) (1)又は(2)に掲げる利付公社債以外の利付公社債 <u>その公社債の発行価額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。</u> （割引発行の公社債の評価） 197-3 <u>割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u>	に相当する金額 (2) 日本証券業協会において基準気配銘柄として選定された利付公社債（証券取引所に上場されている利付公社債を除く。） その公社債について課税時期に日本証券業協会から公表された基準気配（課税時期に基準気配がない場合には、課税時期前の基準気配のうち、課税時期に最も近い日の基準気配とする。以下この項及び次項において同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 (3) (1)又は(2)に掲げる利付公社債以外の利付公社債で、(1)又は(2)に掲げる利付公社債と種類、利率及び償還期限のいずれもが同一である利付公社債 <u>その利付公社債と種類、利率及び償還期限のいずれもが同一である(1)又は(2)に掲げる利付公社債の課税時期の最終価格又は基準気配（その最終価格又は基準気配が、2以上ある場合には、それらのうち最も低い金額とする。以下この項及び次項において同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額</u> （割引発行の公社債の評価） 197-3 割引発行の公社債の価額は、発行価額と券面額と発行価額との差額に相当する金額に発行日から償還期限までの日数に対する発行日から課税時期までの日数の割合を乗じて計算した金額（以下「既経過

改正後	改正前
(1) 証券取引所に上場されている割引発行の公社債 その公社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。 (2) 日本証券業協会において基準気配銘柄として選定された割引発行の公社債（証券取引所に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。） その公社債の課税時期の基準気配によって評価する。 (3) (1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債 その公社債の発行価額に、券面額と発行価額との差額に相当する金額に発行日から償還期限までの日数に対する発行日から課税時期までの日数の割合を乗じて計算した金額を加算した金額によって評価する。 （転換社債の評価） 197－5 転換社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。	<u>償還差益の額」という。）との合計額によって評価する。</u> <u>ただし、その合計額が、次に掲げる公社債について、それぞれ次に掲げる金額を超える場合には、次に掲げる金額によって評価する。</u> (1) 証券取引所に上場されている割引発行の公社債 その公社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格に相当する金額 (2) 日本証券業協会において基準気配銘柄として選定された割引発行の公社債（証券取引所に上場されている割引発行の公社債を除く。） その公社債の課税時期の基準気配に相当する金額 (3) (1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債で、<u>(1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債と種類及び償還期限のいずれもが同一である割引発行の公社債</u> <u>その割引発行の公社債と種類及び償還期限のいずれもが同一である(1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債の課税時期の最終価格又は基準気配に相当する金額</u> （転換社債の評価） 197－5 転換社債の<u>価額</u>は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 <u>(1) (2)に該当しない転換社債の価額は、発行価額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。</u> <u>ただし、その合計額が、次に掲げる転換社債について、それぞれ次に掲げる金額を超える場合には、次に掲げる金額によって評価す</u>

改 正 後	改 正 前
(1) 証券取引所に上場されている転換社債 その転換社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格（課税時期に証券取引所の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。 (2) 日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債 その転換社債について日本証券業協会の公表する課税時期の最終価格（課税時期に日本証券業協会の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。 (3) (1)又は(2)に掲げる転換社債以外の転換社債 イ ロに該当しない転換社債 その転換社債の発行価額と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。 ロ 転換社債の発行会社の株式の価額が、その転換社債の転換価格（転換比率によって定められているものについては、その転換比率を基として計算した転換価格に相当する金額をいう。以下本項において同じ。）を超える場合の転換社債 次の算式により計算した金額によって評価する。	る。 イ 証券取引所に上場されている転換社債 その転換社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格（課税時期に証券取引所の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。次の(2)のイにおいて同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 ロ 日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債 その転換社債について日本証券業協会の公表する課税時期の最終価格（課税時期に日本証券業協会の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。次の(2)のロにおいて同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 (2) 転換社債の発行会社の株式の価額が、その転換社債の転換価格（転換比率によって定められているものについては、その転換比率を基として計算した転換価格に相当する金額をいう。以下同じ。）を超える場合には、次に掲げる転換社債の別に、それぞれ次に掲げる金額によって評価する。

改正後	改正前
$\frac{\text{転換社債の発行会社の株式の価額} \times 100\text{円}}{\text{その転換社債の転換価格}}$ 上の算式中の転換社債の発行会社の株式の価額は、・・・・・・ ・・・・。 ・・・・・・ $\frac{\text{転換社債のうち課税時期において株式に転換されていないものの券面総額}}{\text{その転換社債の転換価格}}$ $\frac{\text{課税時期における発行済株式数}}{\text{課税時期における資本金額}}$ (注)・・・・・・。	この場合における転換社債の発行会社の株式の価額は、・・・・ ・・・・。 ・・・・・・ $\frac{\text{その転換社債の発行会社の株式1株当たりの券面額} \times \frac{\text{転換社債のうち課税時期において株式に転換されていないものの券面総額}}{\text{その転換社債の転換価格}}}{\text{課税時期における資本金額}}$ イ 証券取引所に上場されている転換社債 その転換社債が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 ロ 日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債 その転換社債について日本証券業協会の公表する課税時期の最終価格と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額に相当する金額 ハ イ又はロに掲げる転換社債以外の転換社債 次の算式によって計算した金額 $\frac{\text{(2)の本文に定める株式の価額} \times 100\text{円}}{\text{その転換社債の転換価格}}$ (注)・・・・・・。 計算例－1 転換価格が株式1株当たりの券面額と同額である場合

改正後	改正前
	課税時期の資本金額 25,000,000円 株式 1 株当たりの券面額 50円 転換社債の発行総額 6,000,000円 転換価格 50円 課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額 1,000,000円 この通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額 290円 (1)の定めにより評価した転換社債の価額 102円 以上における転換社債の価額（券面額 100円当たりの価額）は、次のように 500円となる。 イ 株式の価額が転換価格を超えるかどうかの判定 (イ) Q（増資割合）の計算 $50円 \times \frac{(6,000,000円 - 1,000,000円)}{50円} = 0.2$ (ロ) 株式の価額 $\frac{290円 + 50円 \times 0.2}{1 + 0.2} = 250円$ (ハ) 判定 株式の価額 250円が転換価格50円を超えることとなる。 ロ 転換社債の価額 $250円 \times \frac{100円}{50円} = 500円$

改 正 後	改 正 前
課税時期の発行済株式数 500,000株 転換社債の発行総額 18,000,000円 転換価格 150円 課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額 3,000,000円 この通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額 186円 以上における・・・・・・・・・・。 イ 株式の価額が転換価格を超えるかどうかの判定 (イ) Q (増資割合) の計算 $\frac{\frac{18,000,000円 - 3,000,000円}{150円}}{500,000株} = 0.2$ (ロ)・(ハ) (省略) ロ (省略) (証券投資信託受益証券の評価) 199 証券投資信託の受益証券の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 中期国債ファンド、MMF (マネー・マネージメント・ファンド) 等の日々決算型の証券投資信託の受益証券の場合には、課税時	計算例－2 転換価格が株式 1 株当たりの券面額を超える場合 課税時期の資本金額 25,000,000円 株式 1 株当たりの券面額 50円 転換社債の発行総額 18,000,000円 転換価格 150円 課税時期までに株式に転換した転換社債の券面総額 3,000,000円 この通達の定めにより評価した課税時期における株式 1 株当たりの価額 186円 (1)の定めにより評価した転換社債の価額 102円 以上における・・・・・・・・・・。 イ 株式の価額が転換価格を超えるかどうかの判定 (イ) Q (増資割合) の計算 $50円 \times \frac{(18,000,000円 - 3,000,000円)}{150円} = 0.2$ (ロ)・(ハ) (同左) ロ (同左) (証券投資信託受益証券の評価) 199 証券投資信託の受益証券の価額は、<u>日刊新聞等に掲載されている課税時期における基準価額によって評価する。</u>

改 正 後	改 正 前
期において解約請求又は買取請求（以下この項において「解約請求等」という。）により、証券会社等から支払いを受けることができる価額として、次の算式により計算した金額によって評価する。 $\frac{\text{1口当たりの基準価額} \times \text{口数} + \text{再投資されていない未収分配金（A）}}{\text{Aにつき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額}} - \text{信託財産留保額及び解約手数料（消費税額に相当する額を含む。）}$ (2) 上記(1)以外の証券投資信託の受益証券の場合には、課税時期において解約請求等により、証券会社等から支払いを受けることができる価額として、次の算式により計算した金額によって評価する。この場合において、例えば、1万口当たりの基準価額が公表されているものについては、次の算式の「課税時期の1口当たりの基準価額」を「課税時期の1万口当たりの基準価額」と、「口数」を「口数を1万で除して求めた数」と読み替えて計算した金額とする。 なお、課税時期の基準価額がない場合には、課税時期前の基準価額のうち、課税時期に最も近い日の基準価額を課税時期の基準価額として計算する。 $\frac{\text{課税時期の1口当たりの基準価額} \times \text{口数} - \text{課税時期において解約請求等した場合に源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額}}{\text{信託財産留保額及び解約手数料（消費税額に相当する額を含む。）}}$ (注) 証券取引所に上場されている証券投資信託の受益証券については、169((上場株式の評価))及び171((上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合))の(1)の定めに基づいて評価する。 第5節 信託受益権	第5節 信託受益権

改正後	改正前
(信託受益権の評価) 202 (省略) (1)・(2) (省略) (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。 イ 元本を受益する場合は、<u>この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額</u> ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額	(信託受益権の評価) 202 (同左) (1)・(2) (同左) (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。 イ 金銭たる元本を受益する場合は、<u>元本受益者が受けるべき金額について課税時期から受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価の額</u> ロ 金銭以外の財産たる元本を受益する場合は、<u>その財産の課税時期における価額(減価償却を必要とする財産については、課税時期からその財産を受益するまでの間の償却額を控除した価額)について課税時期から受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価の額</u> ハ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額について課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価の額の合計額。<u>この場合において、例えば、受益者が受ける利益が家屋に無償で一定期間居住することができるものであるときの、その将来受けるべき利益の価額は、次による。</u> (イ) 第1年目は、<u>課税時期におけるその家屋の価額に基準年利率を乗じて計算した額</u> (ロ) 第2年目は、<u>課税時期におけるその家屋の価額から1年分の償却額を控除した価額に基準年利率を乗じて計算した額</u> (ハ) 第3年目以降は、<u>(ロ)に準じて計算した価額</u>

改 正 後	改 正 前														
第 6 節 その他の財産 (貸付金債権等の元本価額の範囲) 205 (省略) (1) (省略) イ・ロ (省略) ハ <u>民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定による再生手続開始の決定があったとき</u> ニ～ト (省略) (2) <u>再生計画認可の決定、整理計画の決定</u>・・・・・・・・・・、<u>棚上げ、年賦償還等の決定</u>・・・・・・・・・・ イ・ロ (省略) (3) ・・・・・・・・・・、<u>棚上げ、年賦償還等</u>・・・・・・・・・・ 別表 1 耕作権割合等一覧表 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th><th>割 合 等</th></tr> <tr> <td>① 耕作権割合</td><td>100分の50</td></tr> <tr> <td>② 家屋の固定資産税評価額 に乗ずる倍率</td><td>1.0</td></tr> </table>	内 容	割 合 等	① 耕作権割合	100分の50	② 家屋の固定資産税評価額 に乗ずる倍率	1.0	第 6 節 その他の財産 (貸付金債権等の元本価額の範囲) 205 (同左) (1) (同左) イ・ロ (同左) ハ <u>和議の開始の決定があったとき</u> ニ～ト (同左) (2) <u>和議の成立、整理計画の決定</u>・・・・・・・・・・、<u>たな上げ、年賦償還等の決定</u>・・・・・・・・・・ イ・ロ (同左) (3) ・・・・・・・・・・、<u>たな上げ、年賦償還等</u>・・・・・・・・・・ 別表 1 耕作権割合等一覧表 <table border="1"> <tr> <th>内 容</th><th>割 合 等</th></tr> <tr> <td>① 耕作権割合</td><td>100分の50</td></tr> <tr> <td>② <u>鉱泉地の基本価額</u></td><td><u>360万円</u></td></tr> <tr> <td>③ 家屋の固定資産税評価額 に乗ずる倍率</td><td>1.0</td></tr> </table>	内 容	割 合 等	① 耕作権割合	100分の50	② <u>鉱泉地の基本価額</u>	<u>360万円</u>	③ 家屋の固定資産税評価額 に乗ずる倍率	1.0
内 容	割 合 等														
① 耕作権割合	100分の50														
② 家屋の固定資産税評価額 に乗ずる倍率	1.0														
内 容	割 合 等														
① 耕作権割合	100分の50														
② <u>鉱泉地の基本価額</u>	<u>360万円</u>														
③ 家屋の固定資産税評価額 に乗ずる倍率	1.0														

改 正 後	改 正 前								
別表 2 主要樹種の森林の立木の標準価額表等 1 (省略) (注) ①は、北海道を除く。 2 樹齢 1 年を超え 10 年以下の森林の立木の標準価額を計算する場合の「C」の金額表 <table border="1"> <tr> <th>樹 種</th><th>「C」の金額</th></tr> <tr> <td>① 杉</td><td>210千円</td></tr> <tr> <td>② ひ の き</td><td>245</td></tr> <tr> <td>③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)</td><td>82</td></tr> </table> (注) 1 ①は、北海道を除く。 2 「C」の金額とは、115((森林の主要樹種の立木の標準価額))の(2)の口の算式中の「C」の金額を示す。 3 標準伐期にある森林の立木の標準価額表(省略)	樹 種	「C」の金額	① 杉	210千円	② ひ の き	245	③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	82	別表 2 主要樹種の森林の立木の標準価額表 1 (同左) 2 標準伐期にある森林の立木の標準価額表(同左)
樹 種	「C」の金額								
① 杉	210千円								
② ひ の き	245								
③ 松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	82								